運転席での

駐車ブレーキ・レ

引きしろ (踏みし

ŷ

(悪)

(瑟 (悪

ズー)

ガ・ブレーキ・レ バー (パーキン 0

日常点検の実施の方法

日常点検の実施方法

点検箇所 (器)

点検項目

○国土交通省告示第二百六十三号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。 令和五年三月三十一日

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

改

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣

斉藤

正 |○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱ いかを点検します。 みしろ) が多すぎたり、少なすぎたりしな || いに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏 点検の実施の方法 (器) 0 日常点検の実施方法 9 覧 席 漸 日常点検の実施の方法 グ・ブレーキ・レ バー(パーキン 駐車ブレーキ・レ 点検箇所 (器) (瑟 Ñ 引きしろ (踏みし 点検項目 (器) (器 改 0 みしろ) が多すぎたり、少なすぎたりしな いかを点検します。 いに引いた (踏んだ) とき、引きしろ (踏 前 パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱ 点検の実施の方法 (器

				菜	点格	7 8) v	, \$. 5	の周	100					 								 	梅
(略)										914	(昭各)	(略)	(昭)			476									
(服各)	(略)									空気圧	(略)	(署各)	(解答)			空気圧									
(銀谷)	(服务)	京」の金でその427万万で1人の10年ではます。	いる自動車にあっては、「運転席			V	いものや、長距離走行や高速走行を行う場	わみの状態により空気圧不足が分かりにく	(扁平チュープレスタイヤなどのようにた	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、 空気圧が不足していないかを占権します。	(周各)	(順名)	(原名)	्र अम् अम्	女小で日祝により無路9つここにより、宝気圧値が規定値であるかを点検することが	 〇 タイヤ空気圧監視装置が装着されている	することにより点検します。	示す点灯をしていないかを目視により確認	まる文字を別及員とを別り超不ら見る表 こと又は制動装置に係る識別表示が異常を	動車にあっては、スキャンツールによる車 サイヤ時や属在単の沙尾の独田を持ち時で	レーキが装着されている	こえるかを点検します。	1	ボイールバーク式(空気式車輪制動型)に ホっては、エンジンをかけて担守の空信に	

		の周りからの点検	 III 			』
(略)		476	(路)	(路)	(略)	
(署各)	(略)	空気圧	(服各)	(略)	(略)	
(署各)	(那各)	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、 空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにた わみの状態により空気圧不足が分かりにく いものや、長距離走行や高速走行を行う場 合には、タイヤゲージを用いて点検しま す。)	(場各)	(略名)	(順各)	○ トラック、パスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)に ホイールパーク式(空気式車輪制動型)に あっては、エンジンをかけて規定の空気圧 の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。

3 定期点検の実施の方法 (略)(略)定期点検の実施方法 (1) 四輪自動車など

		(略)	点検箇所
(略)	おいるのののである。	(器)	点政策
	1年		自家用乗用など
	6月		点任自家用貨物など
(略)	12.Я	(器)	京文年(自家用貨物などにはZ上)には大型特殊力にに対しままままなど
	3月		期と事業用など
	3月		被牽引自動車
(略)	○ バーキング・ブレーキ・レバー (ベダル) を規定の力で操作したとき、引きしろ (踏みしろ) が、規定のノッチ数 (ラチェットがかみ込む音で確認) の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式 (空気式車輪制動型) にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式放障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。	(開各)	点検の実施方法

3 定期点検の実施の方法 (略)(略)定期点検の実施方法 (1) 四輪自動車など

	装置(プレーキ)車 ブレーキ 機構	世 (略)	(路)	点檢箇所
(路)	ろ み) 窟 ん	(略)	(略)	点版
	0.5	1年		自家用乗用など
		6月		点任。自家用貨物など
(略)		(略)	(略)	点件の表明貨物など時以下には入りませる。大型特殊にして、大型特殊
		3月		期と事業用など
		3月		被牽引自動車
(略)	を規模のしたのに、 またのとのでのであると、 できりるのでは、 ないが、 また、 とりの アッチ 教養 といっている ない ない ない ない ない ない ない ない しょう しょう はまな しょう いっという いっという いっという いっという いっという いっという いっという いっという ない いっという はい いっという はい いっという はい いっという はい いっという はい いっという はいいい いんしょう しょう はいいい いんしょう はいいい いんしょう はいいい いんしょう しょう はいいい いんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	(略) (の パーキング・プレーキ・レ	(場合)	点検の実施方法

官

刀伝達装器	专	(略)		走 行 装 置					
トランス	(略)	(}		は イー リ					
強されるサインで	(略)	(略)	(略)	の状態					
1年距離				日 1 年 韓					
6月				担魔					
6月 距離	(略)	(略)	(略)	坦 麗					
3月						田 3 票 月			
	1			田 3 厘 月					
(オイル漏れの点検) <m t車=""> 〇 リフト・アップなどの状態 で、トランスミッション及びト</m>	(略)	(解)	(路)	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・ タイヤの全層がないか、到、石及びその他の異物が刺さったり、免裂や損傷がないかを目視などにり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な中耗がないかを目視などにより点検します。 ・ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示によりが表地では表達でより、対の深さが規定値以上あるかをディブス・ゲージなどにより点検します。 ○ タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。					
刀伝達装器	便	(路)		走 行 装 置					
トランス	(器)	30		ホ イ ー ル					
権なが、サインサイン	(略)	(服务)	(略)	の状態					
1年				田 1 余 元					
6月				12月					
6月	(略)	(略)	(路)	(略)	(略)	(略)	(路)	12月	
770				田 3 羅 五					
3月距離									
百円	1		1 1	0					

_
-
A
7
K
11
7
1.
ш
6.
S.

、悪臭の	油 ご	74	(略)		T														気 装 置	础	
料蒸発ガ	落	(略)	(}	(器)															火 装 置	训	
チャコ ール・ キャニ スタの	(略)	(略)	(略)	(略)									状態	ップの	クキャ	ユータ	トリピ	ディス	期	(路)	
2年																	1	1年	1年		
12月																		12月	6 Я		
	(略)	(略)	(略)	(略)														12月	6 Я	(用用)	
12月																		12月	3 Д		
○ チャコール・キャニ フューエル・タンク側の を取り外しエアを送り、 がないかを点検します。					・ センタ 摩耗がね ングにへ	りなどで	けか。	メント)	· ++>	いから	差込部に	がないか。	• ++5	を行います。	し、目視な	ピュータの	自動車にあっては、	0 ディスト	○ ディストリビュー 自動車にあっては、 機後、規定のアイ 数で、タイミング を用いて、点火時 るかをクランク・ 合わせマークを見 す。		
チャコール・キャニスタの フューエル・タンク側のホース を取り外しエアを送り、詰まり がないかを点検します。	(略)	(第各)	(署各)	(興各)	(第各)	センタ・ピースに損傷及び 摩耗がないか、かつ、スプリ ングにへたりなどがないか。	りなどで汚れていないか。	10014455	メント) に焼損及びさびがな	キャップ内側各端子(セグ		差込部に緩み、さびなどがな		キャップ及びロータの汚れ	0,	目視などにより、次の点検	ビュータのキャップを取り外	3000	ディストリビュータを有する	ディストリピュータを有する 自動車にあっては、エンジン暖 機後、規定のアイドリング回転 数で、タイミング・ライトなど を用いて、点火時期が適切であ るかをクランク・ブーリなどの 合わせマークを見て点検しま す。	(用件)
、悪臭の	い種	94	(略)																気 装 置	Д	
料蒸発ガ	蔣	(略)	9	(昭)															火 装 置)	
チャコ ・ル・ ニャキ ロャキ	(略)	(略)	(略)	(略)									状態	ップの	のキャ	ユータ	トリピ	ディス	期期	(日本)	
2年																		1年	1年		
12月																		12月	6月		
	(略)	(略)	(略)	(略)														12月	6月	(HH)	
12月																		12月	3 Д		
○ チャコール・キャニスタの フューエル・タンク側のホース を取り外しエアを送り、詰まり がないかを点検します。	(開名)	(署各)	(開各)	(署)	ングにへたりなどがないか。	摩耗がないか、かつ、スプリ	りなどで汚れていないか。	キャップの合わせ面がほこ	いか。	メント) に焼損及びさびがな	・ キャップ内側各端子	差込部に緩み、 さひなとかな	・ハイテンション・コードの	がないか。	キャップ及びロータの汚れ	次の点検を行います。	プを取り外し、目視などにより、	○ ディストリピュータのキャッ	 エンジン曖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火が・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・ブーリなどの合わせマークを見て点検します。 	(所)	

この告示は、令和五年七月一日から施行する。附 則

(2) 有害なガス等の発散防止装置 南名对ス、 (器) (郡) (基 入排出抑止装置 チェッ 詰まり 及び損 グ・バ 機能 ルブの 産 塞 器 2年 12月 (略) (器) 12月 〇 ただし、規定の方法により点 などして、チェック・バルブの からきているホース側を強く吹 るなどして点検します。 検を行うこととされている場合 通気することを点検します。 いたとき通気しないこと、また、 気状態に差があるかを手を当て 両側から交互にエアを送り、通 には、その方法により点検しま り点検します。 に損傷がないかを目視などによ き通気し、吸気側マニホールド ているホース側を強く吹いたと ブのフューエル・タンクからき 検を行うこととされている場合 大気開放側から強く吹いたとき には、その方法により点検しま (ただし、規定の方法により点 チャコール・キャニスタ本体 パージ・コントロール・バル チェック・バルブを取り外す 器 (器)

(2) 南るガス、 有害なガス等の発散防止装置 (器) (路) 器 排出抑止装置 詰まり 機能 1170 カ・バ チェッ と損傷 器 器 2年 12月 (郡 (器) 12月 〇 パージ・コントロール・バル などして、チェック・バルブの り点検します。 いたとき通気しないこと、また、 からきているホース側を強く吹 プのフューエル・タンクからき るなどして点検します。 気状態に差があるかを手を当て 両側から交互にエアを送り、通 に損傷がないかを目視などによ 通気することを点検します。 き通気し、吸気側マニホールド ているホース側を強く吹いたと 大気開放側から強く吹いたとき チャコール・キャニスタ本体 チェック・バルブを取り外す (器) (器)